



2023年4月18日

各 位

会社名 株式会社 ヤシマキザイ
代表者名 代表取締役社長 高田 一 昭
(コード番号：7677 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 阿 部 昌 宏
(TEL 03-4218-0096)

一部の執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役付執行役員及び有期雇用契約を締結した執行役員（以下、「対象執行役員」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的

本制度の導入によって、対象執行役員に当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを付与し、対象執行役員が当社の取締役と共通の経営的視座を持ち、株主の皆様との価値共有をより一層進めるとともに、株式価値との連動性を高めることにより、当社の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意識向上を目的としております。

2. 本制度の概要

対象執行役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、一定の譲渡制限期間を設けます。対象執行役員への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象執行役員に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象執行役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、以下の事項が含まれることとします。

- ① 対象執行役員は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償取得すること

3. 本制度の導入時期

具体的な支給時期、支給金額、発行株式数、その他の本制度の具体的な内容については、今後、当社取締役会において決定することを予定しております。

以 上